

○瀬戸内市空家等除却支援事業補助金交付要綱

令和2年3月17日

告示第18号

(趣旨)

第1条 この告示は、適正な管理が行われていない空家等の除却を推進し、地域の居住環境の向上を図るため、当該空家等の除却を行う者に対して、予算の範囲内において瀬戸内市空家等除却支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、瀬戸内市補助金等交付規則(平成16年瀬戸内市規則第44号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語の意義は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)及び規則に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 敷地 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)に規定する敷地をいう。
- (2) 除却工事 空家等のうち建築物及びこれに附属する工作物(門扉、塀、立木等を除く。)の全部の撤去に係る工事をいう。
- (3) 附帯工事 空家等の敷地に存する門扉、塀、立木等の撤去に係る工事をいう。
- (4) 市内施工業者 市内に営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する営業所をいう。)を有する者又は市内住所で岡山県解体工事業登録を行った者をいう。

(補助対象空家等)

第3条 補助金の交付対象となる空家等(以下「補助対象空家等」という。)は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 市内に存するもの
- (2) 法第2条第2項の特定空家等に認定されたもの又は特定空家等となる危険性が高いもので、倒壊し、又は建築資材等が落下した場合、近隣住家又は道路等への影響度が高いものとして市長が認めるもの
- (3) 所有権以外の権利が設定されている場合において、当該権利を有する全ての者が除却工事又は附帯工事を行うことに同意しているもの
- (4) 公共事業等による移転、建替え等の補償の対象となっていないもの
- (5) 所有権を有する者が個人、自治会等であるもの

(補助事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、前条に規定する補助対象空家等について市内施工業者が施行する工事で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 除却工事を行うものであること。
- (2) 除却工事及び附帯工事を行うものであること。

2 一の敷地内に補助対象空家等が複数ある場合、その全てを除却する場合のみ補助事業とする。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助事業としない。

- (1) 補助対象空家等の所有権を有する者又はその推定相続人(以下「所有者等」という。)が現に居住又は使用している建築物と補助対象空家等が一の敷地内に存するもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、この告示の趣旨に照らして市長が不相当と認めるもの
(補助対象者)

第5条 補助金の交付の決定を受け、補助事業を行うことができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 第8条の交付申請日現在において、所有者等又は前条に規定する補助事業を実施することについて所有者等の承諾を得た個人、自治会等であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 瀬戸内市暴力団排除条例(平成23年瀬戸内市条例第32号)第2条第2号に規定する暴力団員等又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象経費)

第6条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げるものとする。ただし、国、県又は本市の他の制度による補助金を受けている場合は、当該補助金の額を補助対象経費から控除する。

- (1) 除却工事に係る経費の実支出額
- (2) 附帯工事に係る経費の実支出額

(補助金の額)

第7条 第4条第1項の補助事業に係る補助金の額は、補助対象経費の合計額に3分の1を乗じて得た額とし、50万円を上限とする。

2 前項により算出した額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものと

する。

- 3 同じ所有者等が同じ年度内に複数の補助事業を実施する場合、その全ての補助事業に係る補助金の額の合計は、50万円を上限とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、空家等除却支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 登記事項証明書その他所有者等を確認できる書類
- (2) 市税の納税証明書(完納証明書)
- (3) 空家等の現況写真(撮影日の確認できるもの)
- (4) 見積書及び工事内訳書の写し
- (5) 誓約書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果を空家等除却支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(変更申請等)

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付の決定を受けた補助事業の内容を変更しようとするときは、空家等除却支援事業補助金変更承認申請書(様式第3号)に第8条各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査の上、その結果を空家等除却支援事業補助金変更承認(不承認)通知書(様式第4号)により、補助事業者に通知するものとする。

(休止又は廃止の届出)

第11条 補助事業者は、交付の決定を受けた補助事業を休止し、又は廃止しようとするときは、空家等除却支援事業補助金事業休止(廃止)届(様式第5号)を遅滞なく市長に提出するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して20日以

内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、空家等除却支援事業補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 実施した工事の明細書及び領収書の写し
 - (2) 実施した工事の施工中及び施行後の写真(撮影日の確認できるもの)
 - (3) 工事請負契約書の写し(事業費及び契約日が確認できるもの)
 - (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する産業廃棄物管理票の写し
 - (5) 建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく届出済証の写し(同法に基づく一定規模以上の除却工事に限る。)
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて実地に調査し、その報告に係る補助事業の成果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、空家等除却支援事業補助金確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、空家等除却支援事業補助金請求書(様式第8号)により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を一定の期間を設けて命ずることができる。

- (1) この告示に定める補助金の交付要件を欠くに至ったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の決定を受けたとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めたとき。

(補助事業者の責務)

第16条 補助事業者は、補助事業を実施したときは、空家等の跡地について適切な管理を行わなければならない。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年11月24日告示第70号)

この告示は、令和2年12月1日から施行する。

附 則(令和4年3月29日告示第20号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年4月1日告示第21号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年4月1日告示第39号—5)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。